

オンライン結合による保有個人情報の提供に係る諮問書

柏健健第 8 0 2 号
令和 3 年 3 月 日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 神 谷 敦 宏 様

柏市長 秋 山 浩 保

オンライン結合により保有個人情報を提供したいので、柏市個人情報保護条例第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり諮問します。

オンライン結合に係る個人情報取扱事務の名称	予防接種事業
オンライン結合に係る個人情報取扱事務の概要	予防接種法による定期及び臨時に行うワクチン接種を推進し、感染症の発生及び蔓延を防ぐため、予防接種履歴情報を管理し接種勧奨を行うもの。
オンライン結合により提供する保有個人情報の項目	・接種券番号，生年月日，電話番号（必須入力） ・メールアドレス（任意入力）
オンライン結合による保有個人情報の提供先	柏市が設置するワクチン接種会場の利用者
オンライン結合による保有個人情報の提供先における利用目的	新型コロナウイルスワクチン接種を希望される方が，自身の予約状況を確認する。 予約時は事前に送付された接種券に記載のある番号と生年月日をキーとしてWEB上で予約を行い，予約状況は本人のマイページで確認可能となる。
提供しようとする理由	ワクチンの性質上，接種日当日に何人が接種予定かを把握しておく必要があるため，予約を必須としている。この予約対応を行うにあたり，オンライン結合によるシステムを活用することで市民の利便性を高めるため。
技術的な安全保護の措置の概要	事業受託者である，富士ソフトサービスビューロ株式会社のセキュリティポリシー等（別紙）に則り運用する。
担 当 部 署	保健所 健康増進課
備 考	

令和3年4月15日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開

・個人情報保護審議会

会長 神谷敦宏

オンライン結合による保有個人情報の提供について（答申）

令和3年3月11日付け柏健健第802号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

当審議会の結論	本件のオンライン結合による保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の提供については、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条第1項に規定する、「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合」に該当するものと考えます。
当審議会の判断	条例第12条第1項に規定する「公益上の必要があり」とは、その方法によることが、事務の目的、内容を判断して、必要で、かつ、適切であることをいいます。 新型コロナウイルスワクチン接種を希望する市民が予約システム（以下「システム」という。）を利用して集団接種の予約等を行うことは、事前に配付される接種券に記載された番号と生年月日をキーとしてWeb上でいつでも予約及び予約状況確認が可能となり、効率的なワクチン接種につながります。 また、柏市においても、ワクチンの性質上、会場ごとの接種予定人数を把握しておく必要があるところ、接種対象が16歳以上の市民・30万人以上と非常に膨大であることから、システムを導入することで予約情報の整理の効率化が図られ、職員の事務負担軽減につながります。 したがって、システムを用いて本件保有個人情報を提供す

	ることは、公益上の必要があると考えます。 また、システムのセキュリティ面においては技術的な安全保護措置が十分とられており、さらに、データを接種券番号、生年月日及び電話番号と最低限に絞っていることから、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えます。	
諮問に係る案件の概要	個人情報取扱事務の名称	予防接種事業の予約システム
	提供先	柏市が設置するワクチン接種会場の利用者
	提供する理由	新型コロナウイルスワクチン接種を希望される方が、自身の予約状況を確認する。 予約時は事前に送付された接種券に記載のある番号と生年月日をキーとしてWEB上で予約を行い、予約状況は本人のマイページで確認可能となる。
	提供する項目	・接種券番号、生年月日、電話番号（必須入力） ・メールアドレス（任意入力）